

外国人観光客等受入促進環境整備事業補助金 Q & A

1 補助対象事業者について

Q: 今までこの補助金事業で認定され補助金を受けたことがある宿泊事業者等は、今回も申請が可能ですか？

→ **申請は可能**です。

Q: 国や地方公共団体は補助対象事業者になり得ますか？

国や地方公共団体は**補助対象外**となります。

Q: 第三セクターは補助対象事業者になり得ますか？

→ 第三セクターも**補助対象事業になり得ます**。ただし、**国や地方公共団体が整備・保有する施設は、補助対象外**となります。

※ 第三セクターの定義(平成26年8月5日付 自治財政局長通知別紙)

本指針において、「第三セクター」とは地方公共団体が出資又は出せん(原則として25%以上)を行っている一般社団法人及び一般財団法人(公益社団法人及び公益財団法人を含む。以下同じ。)並びに会社法法人をいい、「地方公社」とは地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社をいうものとする。

2 補助金交付申請について

Q: 提出書類の「整備に要する費用が確認できる書類」とは、見積書のことですか？

→ **お見込のとおり**です。ただし、**2社以上から見積もりを取っていただき、ご提出いただきますようお願い**します。

3 交付決定について

Q: 交付決定の時期はいつになりますか？

→ 原則として、交付申請書等を受け付けた月の翌月末までに交付決定を行う予定です。ただし、**申請内容に不明な点がある場合など、確認等に時間を要する場合は、交付決定が遅れることがあります**。

4 補助対象事業について

Q: Wi-Fi等の無料公衆無線LANの整備について、機器を新しいものに交換する場合対象となりますか？

→ 機器の**更新は対象外**です。ただし、機器の**新設・追加工事は対象**となります。

Q: 洋式トイレ機能拡充は対象となりますか？(例:温水洗浄便座の追加)

→ あくまでも洋式化が対象であり、**単なる温水洗浄便座追加のような機能拡充は対象外**です。ただし、**和式トイレを洋式トイレにする際の温水洗浄便座付きトイレは対象**となります。なお、水洗化のみの工事も対象外です。

Q: 和式トイレの洋式化の際に行う洗面台の改修は対象となりますか？

→ **対象外**です。同時に工事を行う場合も、**洗面台の改修にかかる部分を除いた額で申請**いただきます。

Q: 和洋室とは何ですか？

→ 和室と洋室から構成されている和洋折衷の客室のことをいいます。洋室のベッド・ルームと畳が敷かれた居間部分から構成されているものが一般的なスタイルですが、個別の具体例については、お問い合わせください。

Q: ベッドの購入は対象となりますか？

→ **単なるベッドの購入は対象外**です。ただし、和洋室化の改修工事[入浴設備(シャワーのみを含む。)又は洋式トイレの導入も必須です。]ならば対象となります。

Q: 客室の和洋室化はどのような施設が対象となりますか？

→ 「3 施設設備等環境整備」の「(2) 客室の和洋室化」における客室は**宿泊施設の客室を対象**としています。

Q: 年度を超えて事業を実施することは可能でしょうか？

→ **できません。令和4年2月末日までに事業を完了(業者への支払いを含む。)**してください。

Q: アリペイ、wechatpayなどのモバイル決済システムの導入経費は対象になりますか？

→ 「1 ICT環境整備」の「(3) 海外カード決済の整備」の**対象**となります。

Q: 着物着付け体験のための試着室整備は対象となりますか？

→ 「5 観光体験サービスに係る整備」の**対象**となります。その他、**郷土芸能のステージ整備に係る経費**なども対象です。ただし、**消耗品の購入は対象外**です。

5 補助金額について

Q: 補助金額に下限はありますか？

→ **下限は設けていません。**

Q: 補助率の計算は、税込みですか？

→ **税別**です。

6 その他

Q: 事業(工事)はいつから開始してよいでしょうか？

→ **交付決定後に事業(工事)を開始**いただきます。交付決定前に着手した場合は、**当該事業に対して補助金の支払が出来ません**のでご注意ください。

Q: すでに事業着手・契約をしている事業について申請することは可能でしょうか？

→ **補助対象となりません**のでできません。**交付決定後に事業着手・契約した経費が対象**となります。

Q: 国の補助金との重複は可能ですか？

→ **本事業は、国の交付金を活用して実施するものであることから、国の補助金制度の重複は不可**です。